

越前おおの中心市街地活性化協議会規約

制定：平成19年7月31日

改正：平成21年4月1日

改正：平成25年5月21日

【名称】

第1条 本会は、越前おおの中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

【事務所】

第2条 協議会の事務所は、福井県大野市明倫町3番37号、大野商工会議所内に置く。

【目的】

第3条 協議会は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により大野市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）、並びに同条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

【公告】

第4条 協議会の公告は、大野市の広報並びに大野商工会議所会報及びホームページに掲載することにより行う。ただし必要があると認めるときは、新聞掲載等により行う。

【活動】

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 大野市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
- (3) 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (4) 中心市街地活性化のための研修会等の実施
- (5) 中心市街地活性化に係る事業に関すること。
- (6) その他中心市街地の活性化に関すること。

【会員の種類】

第6条 協議会の会員は、次のものにより構成される。

- (1) 法第15条第1項及び第4項の規定に該当する者
- (2) 法第15条第7項及び第8項の規定に該当する者
- (3) その他大野市内において中心市街地の活性化に関する活動・事業を行う者で、協議会の目的に賛同する者

【役員】

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 監事 2名
- 2 役員は、協議会総会において会員の中から選任する。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

【職務】

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代表する。
- 3 監事は、協議会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

【総会】

第9条 総会は、年1回以上開催し、活動報告、活動計画、規約の改正、役員を選出及びその他会長が必要と認めた事項を審議する。

- 2 総会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことが出来ない。
- 3 総会は、会長が招集し、議長となる。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【運営委員会】

第10条 協議会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会員をもって組織する。
- 3 運営委員会は、協議会運営に関する事項について会長が必要と認めるとき召集する。
- 4 監事は運営委員会に出席して意見を述べることができる。

【部 会】

第 11 条 協議会の目的を達成するため、協議会に部会を設置することができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、別途定める。

【事務局】

第 12 条 協議会の事務局は、大野商工会議所に置く。

【会計年度】

第 13 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

【収入・支出】

第 14 条 協議会の収入は、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入による。

2 協議会の支出は、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

【解 散】

第 15 条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

2 解散後の残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

附 則

1 この規約は、平成 19 年 7 月 31 日から施行する。

2 第 2 条（事務所）の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、総会の承認を得て別に定める。

4 第 7 条（役員）の改正規定は、平成 25 年 5 月 21 日から実施する。

越前おおの中心市街地活性化協議会
部会運営規約

制定：平成19年7月31日

【趣 旨】

第1条 この規約は、越前おおの中心市街地活性化協議会規約第11条第2項の規定に基づき、越前おおの中心市街地活性化協議会に設置する部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

【所掌事項】

第2条 部会は、越前おおの中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会への提案事項の調査研究及び調整に関する事項
- (2) 中心市街地の活性化に関する課題、問題点の把握とその解決に関する事項
- (3) その他中心市街地の活性化に関する事項

【組 織】

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

【部会長及び副部会長】

第4条 部会長及び副部会長は、協議会運営委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【委 員】

第5条 委員は、協議会運営委員の中から会長が指名する者及びその他会長又は部会長が参加を求めることが必要と認める者をもって充てる。

【会 議】

第6条 部会の会議（以下「会議」という）は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長は、部会を主催し、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて会議に関係者等の出席を求めることができる。

【報 告】

第7条 部会長は、部会の協議の経過及び結果について会長及び協議会に報告しなければならない。

【庶 務】

第8条 部会の庶務は、大野商工会議所において処理する。

【委 任】

第9条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、部会長が会長と協議の上、別に定める。

附 則

この規約は、平成19年7月31日から施行する。